

South China - Asia Business Report

Vol. 22
M a y
2013

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

台湾における人民元決済の解禁と展望 3

【華南3大プロジェクト・シリーズ②】

マカオとの連携探る珠海・横琴新区の現状 7

Regional Business

India インドの税制 [43]

2013 年度インド税制改正の概要 11

Vietnam

ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(後編) 18

China 解説・中国ビジネス法務 [8]

「国務院による機構設置に関する通知」および
「国務院機構改革及び職権転換方案の任務実施の
分担に関する通知」 21

China

「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為
取締条例」(2012 年改正)の解説 24

Macro Economy

アジア経済情報: インドネシア 27

Briefs

Topics

台湾における人民元決済の解禁と展望

中国－台湾間の人民元建直接取引がいよいよスタートした。台湾ではこれまで非居住者にしか認められていなかった人民元の利用が居住者も可能になるなど、大幅な規制緩和が行われたことで、人民元預金が急速に積み上がっている。今後、貿易決済や金融商品への投資など、さまざまな分野で人民元の利用が広がっていくものとみられ、特に中国・台湾双方に進出する企業にとっては、人民元の活用によるコスト削減や為替リスクの回避なども期待されよう。台湾における人民元決済の解禁にかかる経緯と背景、また企業による人民元の活用や人民元オフショアセンターを目指す台湾の今後について展望する。

【華南3大プロジェクト・シリーズ②】**マカオとの連携探る珠海・横琴新区の現状**

華南地域における3大地域発展計画の一つとして、国家重点プロジェクトに位置づけられる珠海市横琴新区。当地ではマカオに隣接する地の利を生かし、観光・レジャー産業や研究開発、ビジネスサービスなどを中心とした発展を目指している。同じく国家重点プロジェクトである深圳市前海や広州市南沙に比べ、インフラ開発も着々と進んでいるようだが、優遇税制など企業誘致にかかる具体策は未だ不透明なままだ。横琴新区における発展計画と開発の現状を紹介するとともに、当地への進出検討にかかるポイントについて解説する。



Regional Business


インドの税制 [43] 2013年度インド税制改正の概要

本年2月末発表の2013年度予算案に盛り込まれた税制改正は、インド経済が悪化する中、海外投資誘致に向けた積極的な税制改正が期待されたものの、来年の総選挙を控え、富裕層への増税など小規模な改正にとどまるものとなった。また、租税回避行為に対する一般的条項(GAAR)の導入が延期されたほか、注目を集めている税法の遡及的改正の修正、DTC や GST の導入時期についての明確な言及もみられなかった。ここでは日系企業に関連する主要な改正点を直接税・間接税に分けて解説する。


ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(後編)

ベトナムに進出する日系企業において、現地での経営判断が量的・質的に増えるに従い、これまで本社主体であった現地における経営監視強化が重要課題となっている。親会社の目が行き届かず、不正行為を放置したために、数億円の着服により従業員が逮捕されるに至ったケースも起きている。

不正行為への対策は、適正な業務構築や職務権限の分離が原則であるが、コンプライアンスやコスト面から、最も現実的な手段が、法律上設置が義務付けられている監査役制度の活用である。途上国でのビジネスにおけるリスクヘッジとして、また現地法人の経営適正化と長期的なビジネスの成功に向け、監査役機能の有効活用をお勧めしたい。

解説・中国ビジネス法務 [8] 「国務院による機構設置に関する通知」および「国務院機構改革及び職権転換方案の任務実施の分担に関する通知」

中国国務院の機構再編および職権転換にかかる通達により、今後3～5年の間に、従前の機構・職権が大きく調整されることになる。外資企業にとっては、工商登記条件の緩和など、進出にかかる許認可手続きが容易になるメリットが見込まれる半面、設立後の管理強化への懸念も少なくない。許認可制度改革の内容そのものに不明な点も多く、引き続き各改正の動向に注意を払う必要がある。

「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(2012年改正)の解説

製造業の集積する広東省は、劣悪な模倣品が多く出回ること知られる。これら模倣品の製造・販売を取り締まる条例についてこのほど、2度目の改正が行われ、模倣品の製造・販売を補助するインターネット・

プラットフォームや展示販売会の主催者も同条例の適用対象になった。また、過去の違法行為を記録する「ブラックリスト」制度が設けられるなど、違法行為を厳しく監督・管理する方針が示されている。省内の企業は、今般改正に十分に留意し、不要な紛争および法的責任発生回避に努められたい。

Macro Economy

アジア経済情報: インドネシア

インドネシアの12年実質GDP成長率は、個人消費の伸びや輸出に支えられ、+6.2%となった。ただし、13年は前半こそ堅調に推移するものの、年半ばに利上げが見込まれ、これによる内需の減退で後半には景気が減速し、12年比で+6.0%に低下するとみられる。14年には個人消費や設備投資の減速、経常収支の赤字拡大による公共投資の抑制などから+5.7%程度の伸びにとどまるであろう。

Editorial

長引く日中問題と、今後も継続するであろう人件費、また人民元の上昇見通しから、今まで中国に傾斜しがちであった日系企業の投資が徐々に緩慢になると同時に、経営資源を東南アジアに振り替える動きが顕著になりつつあります。お客様の声を伺うと、中国市場は引き続き重要という認識ではあるものの、アジア各地へのアクセスのよい香港を中心に、東アジア全域を面で捉え、今後のビジネス戦略を考えていこうという意識が高まっているように感じられます。

かかるお客様のビジネスをサポートさせていただくべく、弊行においても近年、本部のプロダクト・セクション香港駐在を増やし、より高度なスキームやクロスボーダー・ビジネスへの対応に努めております。今月号からは各部の紹介も兼ね、お客様の「資金決済」を主にサポートさせていただくトランザクション・ユニットから、最新のトピックを3回シリーズにてお届けいたします。

本誌でご紹介できる内容は各部門のエキスパートが有する専門知識やノウハウのごく一部に過ぎませんが、是非ご一読いただき、より詳しい内容についてご興味をお持ちのお客様におかれましては、お取引店の担当者に一声おかけいただければ幸いです。(A)



台湾における人民元決済の 解禁と展望

新倉 裕樹 みずほコーポレート銀行外為営業部 香港駐在

2013年2月6日、中国—台湾間の人民元建直接取引が解禁された。台湾では従来、原則として非居住者に限り人民元建取引等を行うことが認められていたが、本解禁により、日系企業の台湾現地法人を含む台湾居住者も人民元建決済や預金等が可能になった。現在、中台間の決済は主に米ドル建てで行われているが、今後、人民元建てでの決済が徐々に増えていくと予測される。また中台双方の企業にとっては今後、人民元建決済の活用により、送金コストの削減や為替リスク管理の効率化などの効果が期待され、こうした動きが兩岸経済の一体化や人民元の国際化をさらに促進していくことが見込まれよう。

人民元決済解禁までの道のり

台湾は 08 年の国民党政権発足以降、中国との関係改善が進み、中台経済協力枠組み協定 (ECFA) の締結、中国投資に関する規制緩和、中国からの直接投資の解禁、中国人観光客の受け入れ等を行い、中国との経済的融和が急速に進展している。

そのような中で台湾の金融監督管理委員会 (以下、金管会)、および台湾中央銀行 (以下、台湾中銀) は 11 年 7 月、「台湾地域銀行人民元取扱規則」を發布し、国際金融業務取扱部門 (以下、OBU¹)、および台湾地場銀行の海外支店での人民元業務を解禁した。

その約 1 年後の 12 年 8 月 31 日、台湾中銀と中国

人民銀行 (中国の中央銀行) は、「海峡兩岸通貨決済協力覚書 (海峡兩岸貨幣清算合作備忘録)」に調印。調印日から 60 日以内をめどに中台双方での決済銀行の指定等の関連作業を終え、兩岸通貨決済体制が発効し、台湾の外国為替取扱銀行 (以下、DBU²) での人民元業務を解禁する予定であったが、中国側の清算銀行の選定に時間がかかり日程が延期となっていた。

しかし、中国人民銀行は 12 年 12 月 11 日、台湾における人民元清算銀行に中国銀行台北支店を指定。その後の関連作業を経て 13 年 2 月 6 日、兩岸通貨決済体制が正式に発効し、DBU での預金、為替、送金、貸出、トレードファイナンスなど各種人民元業務が解禁となった (次頁図表 1)。

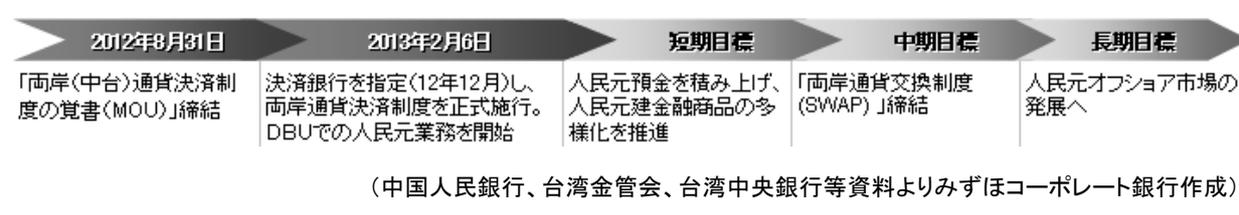
¹ 国際金融業務取扱部門: Offshore Banking Unit (OBU)。台湾の銀行 (含、日系銀行の台湾支店) のオフショア勘定であり、台湾非居住者が銀行取引を行う場合は、OBU で取引をすることになる。

² 外国為替取扱銀行: Domestic Banking Unit (DBU)。台湾の銀行 (含、日系銀行の台湾支店) の台湾内勘定であり、日系企業の現地法人等を含む台湾居住者が銀行取引を行う場合は、DBU で取引をすることになる。

【図表1】中国と台湾の人民元建業務にかかる経緯

2008年 6月27日	台湾で「人民元の台湾地域における管理および清算業務」公布 ⇒DBUでの人民元现金の取り扱いを解禁
2011年 7月21日	台湾金管会など「台湾地域銀行人民元取扱規則」公布 ⇒OBUおよび海外支店での人民元建業務取り扱いを解禁
2012年 8月31日	「海峡兩岸通貨決済協力覚書」調印
9月11日	台湾金管会など「台湾地域銀行人民元取扱規則」廃止 ⇒OBU業務規則に則って取り扱い可能に
9月18日	台湾銀行上海支店を中国での台湾ドル清算行に決定
12月11日	中国銀行台北支店を台湾での人民元清算行に決定
2013年 2月6日	兩岸通貨決済体制を確立 ⇒双方の銀行における人民元建取り扱いが本格スタート

【図表2】中台兩岸通貨決済制度の発展計画(スケジュール)



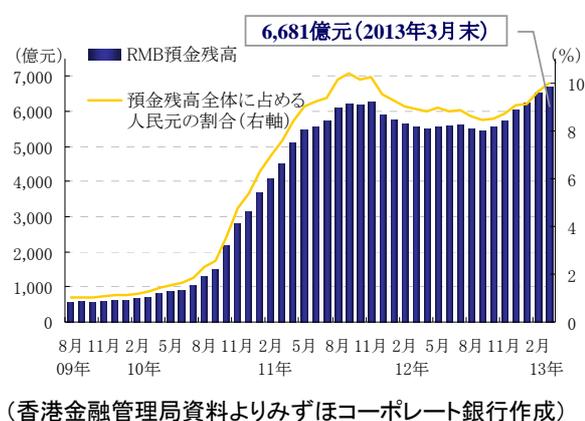
中台兩岸通貨決済制度の発展計画

中国・台湾の当局は、先述の「海峡兩岸通貨決済協力覚書」に基づき、将来的には台湾においても香港のような人民元オフショア市場としての発展を展望している(図表2)。

その中でもまず短期の目標として挙げているのが、台湾における人民元預金残高の積み上げだ。人民元預金は台湾において各種人民元建金融商品を取り扱う際の流動性の基礎となるものである。OBUにおける人民元預金残高は13年3月末までに約300億元に達しているほか、DBUにおける人民元預金残高も13年2月6日の業務解禁以降、同月末までに96.3億元、3月末には前月比92%増の185億元を突破するなど、台湾における人民元預金残高は急速に積み上がっている。台湾における一部の人民元建取引は未だ、流動性の不足等により困難なものも残っているが、台湾の銀行は一般

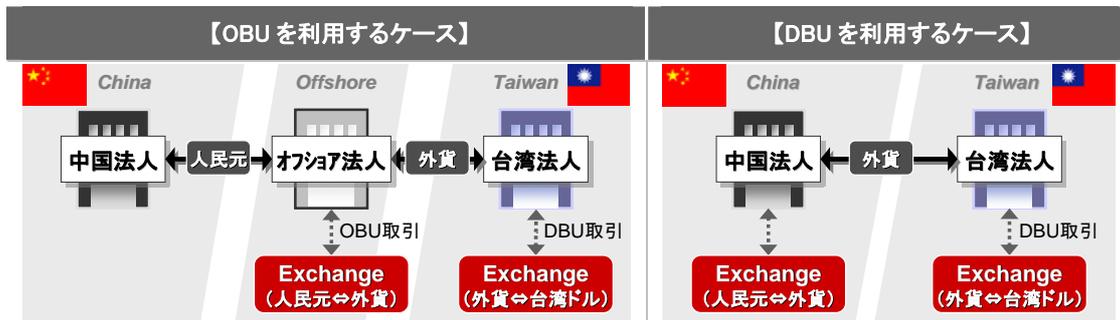
的に、台湾内だけでなく香港や中国大陸にも人民元調達ルートを持っているため、取引毎に留意すべき中台双方の規制はあるものの、台湾内に流動性がないケースにおいても、当該取引を行うことができる場合が多い。しかし、香港における人民元預金残高が13年3月末時点で6,681億元(図表3)と、台湾の約500億元(3月末時点)に比べ10倍を超える規模であることを鑑みれば、台湾においても今後いっそうの人民元預金残高の積み上げが必要であ

【図表3】香港における人民元預金残高



【図表4】中国—台湾間の人民元決済イメージ

従来は OBU での人民元取引を利用しても、エクステンジ2回発生。



DBU での人民元取引解禁後は、エクステンジが1回のみ。



ることは明白であるといえよう。

兩岸通貨決済体制の企業への影響

中国の通貨である人民元、台湾の通貨である台湾ドル³は、ともにそれぞれの域内でしか流通していない通貨であったため、現在、中台間の決済は主に米ドル建てで行われている。そのため一般的に二重のエクステンジ(中国側では人民元と米ドルとのエクステンジ、台湾側では台湾ドルと米ドルのエクステンジ。図表4)が必要となり、企業の送金に係るコストがかさんでいた。

しかし今後は米ドルを介さずに直接、人民元建て

での取引が可能となり、1回のエクステンジ(台湾側での人民元と台湾ドルのエクステンジ)で済むようになれば、企業の送金コストの大幅な削減が見込まれる。台湾金管会の試算によれば、DBUでの人民元業務解禁に伴うこうした送金コストの削減等により、企業の決済コストは年間500億台湾ドル(約1,600億円)程度削減される見通しである。

中国は台湾にとって最大の貿易相手国であり、12年の中台間の輸出入金額は約1,622億米ドル(約15.5兆円)に達した(次頁図表5)。また、12年の非貿易決済・資本決済等を含めた兩岸金融業務取扱額は約5,798億米ドル(約55兆円)に上る(同図表6)。これらからも分かるように、中台間の経済的結びつきは非常に強く、送金コストの削減が可能な人民元建決済ニーズは少なくないものと考えられる。

³ 台湾ドルは、台湾当局の通貨管理により、台湾域外への持ち出し、台湾域外の市場でのエクステンジ等が制限されている。これらのことから、台湾域外で台湾ドル建ての預金を保有すること、台湾と台湾域外との決済を台湾ドル建てで行うこと等はできない。ただし、送金取引と為替取引を組み合わせ、実質的に台湾ドル建てで送金を行う、いわゆる「ドローバック送金」は可能。

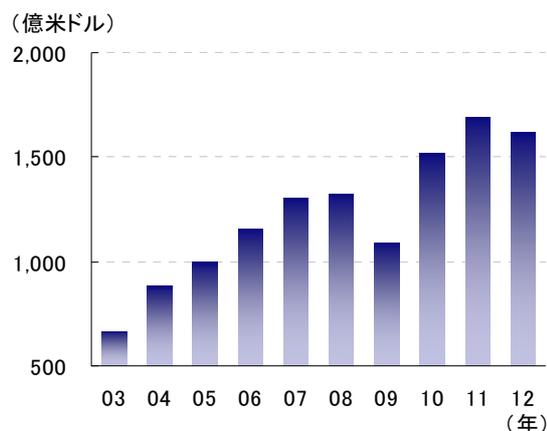
今後の見通し

今般のDBUにおける人民元業務解禁を受け、今後、中国・台湾に進出している企業の間では財務コストの削減・為替リスク管理体制の強化等を目的に、人民元決済の活用が広がっていくと考えられる。また中台間における人民元の取り扱いについては、本稿で取り上げた決済のほかにも、点心債(人民元建債券)の発行、RQFII(人民元建適格外国機関投資家)制度、兩岸個人による人民元送金などが解禁されており、香港がこれまで3年余りにわたって段階的に実現してきた人民元業務と同様、あるいはそれ以上の開放・規制緩和も見込まれている。こうしたことを受け、人民元オフショアセンターとしての香港と台湾の競合関係を危惧する声も一部で聞かれるが、中台双方におけるさまざまな規制の現状を鑑みるに、これら多方面における人民元の活用は兩岸の関係改善とともにゆっくりと、だが着実に進んでいくことになるだろう。

台湾における人民元決済はまだ始まったばかりであるが、人民元を通じ、兩岸関係が如何に変化していくのか、また台湾をはじめ、シンガポールやロンドンで進む人民元オフショアセンター化の動きが人民元の国際化にどのような効果をもたらすのか、引き続き注目していきたい。

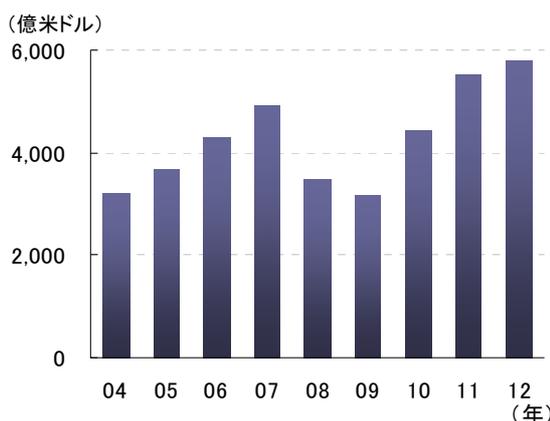
アジア・トランザクションビジネスの最新のトピックスを、全3回でお伝えする予定です。次回の6月号では、トレードファイナンス商品を活用した各種リスクヘッジ方法について説明します。

【図表5】台湾の対中貿易額の推移



(注) 中国本土、香港向け輸出入額の合計。
(台湾財政部、CEIC よりみずほコーポレート銀行作成)

【図表6】台湾－中国間の金融業務取扱額の推移



(注) 中国との輸出入にかかる外為・トレードファイナンスおよび送金額の合計。
(台湾金管会資料よりみずほコーポレート銀行作成)



【華南3大プロジェクトシリーズ②】

マカオとの連携探る 珠海・横琴新区の現状

久嶋 真由美 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

華南・珠江デルタ地域における3大地域発展プロジェクトの一つ、珠海市の横琴新区は、先に当りポートで取り上げた深圳市前海区と同様、中国の第12次五カ年計画に重要プロジェクトとして挙げられている。2011年7月半ばに国務院が当該エリアの開発を正式に批准して以降、同区では域内のインフラ整備や関連規定の起草など着々と準備を進め、長らく待たれていた産業発展指導目録も13年3月1日付けでついに公布された。本稿では、横琴新区の現状を紹介するとともに、当地への進出に当たってのポイントについて考察する。

華南3大モデル地域における横琴新区

前海¹、横琴、南沙の華南3大地域発展計画地域は、加工貿易を主体とした珠江デルタ地域における従前の産業構造を転換・高度化するに当たっての、広東省・香港・マカオの連携による先行・試験的発展モデルと位置付けられている。いずれも企業所得税率の低減や、専門的かつ高度な技能を有する人材に対する個人所得税減免といった進出企業に対する優遇政策の方向性は一致させながら、それぞれの地域性を生かした発展を目指している。

このうち、香港に隣接する前海は金融、物流業、ビジネスサービスといった産業を主体とした発展を目指しており、既に人民元建て銀行融資にかかる優遇政策などが導入されている。一方の横琴は、カジノ産業が盛んなマカオに隣接する“地の利”を

生かし、旅行やレジャー産業のほか、漢方薬を含む研究開発・教育、ビジネスサービスを主要産業とした発展を図っている。また、南沙については広大な用地を有することから、ビジネスから生活エリアまで、またサービス業から製造業、物流業まで、さまざまな発展計画が盛り込まれており、一つの副都心を作り上げるような発展を目指すものとみられている(図表1)。

【図表1-1】華南3大プロジェクトの位置関係



(みずほコーポレート銀行作成)

¹ 前海現代サービス協力区については、本誌第14号を参照されたい。

【図表1-2】華南3大地域発展プロジェクトの比較

名称	深港現代サービス業協力区	横琴新区	広州南沙新区
所在地	深圳市前海	珠海市横琴	広州市南沙新区
面積	15km ²	106km ²	800km ²
目標	香港と連携し 2020 年までに区内 GDP 規模 1,500 億元を目指す	マカオと連携し 2020 年までに人口 28 万人、区内 GDP 規模 520 億元を目指す	2050 年までに人口 240 万人、区内 GDP 規模 1.8 兆元(1人当たり GDP75 万元)を目指す
主要産業	金融、先進的物流、専門サービス、教育、医療、通信、ハイテクなど	現代サービス、レジャー、教育、R&D、漢方医薬 R&D	現代サービス、臨海製造業、ハイテク
主なプロジェクト	人民元業務の試行・先行的解禁	マカオ大学移転、テーマパーク建設、漢方産業園建設など	エコシティ、自動車部品基地、総合保税港区
主な優遇策	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率低減(15%) 外国人材の個人所得税減免 先進物流企業につき営業税の差額徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率低減(15%) マカオ・香港高級人材の個人所得税減免 区内取引に限り付加価値税・消費税免除(生産加工、倉庫物流業以外) 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細未定

(資料) 国务院通達などよりみずほコーポレート銀行作成

横琴の概要と現状

さて、横琴であるが、珠江デルタ地域の西岸に位置する珠海市の南部、マカオの西側に隣接する総面積約 100km² の島全体が新区となっている。珠海市やマカオとはそれぞれ橋梁で、香港とは珠海港を經由してフェリーで結ばれており、現在、香港ーマカオ・珠海間で建設中の港珠澳大橋が開通すれば、陸路でも香港と結ばれる予定だ(図表2)。

横琴新区は、区内をビジネスサービスエリア、科学教育研究開発エリア、レジャーエリアの3つに分けて発展させることが計画されている(図表3)。このうちビジネスサービスエリアは島の北東部一帯、珠海保税区から橋梁を渡ってすぐのところであり、同エリアの中心となるビジネスセンター区では既に金融機関などのオフィスビル約 20 棟が姿を現している。

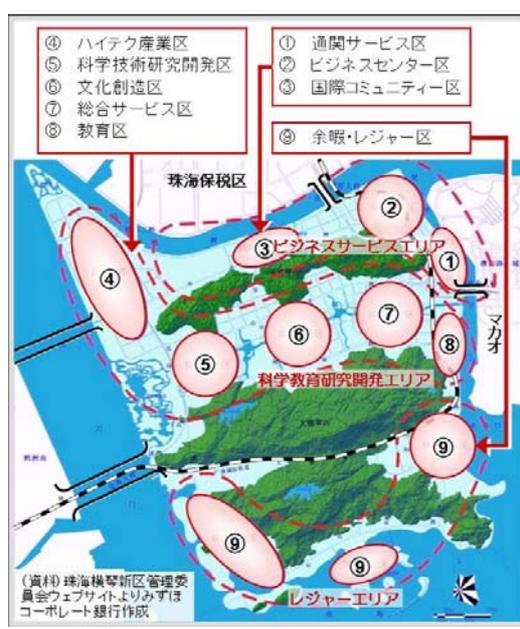
島の中央部から北西部にかけては科学教育研究開発エリアとなっており、北西部に位置するハイテク産業区には、横琴新区の主要産業の一つであ

【図表2】横琴新区と周辺地域



(みずほコーポレート銀行作成)

【図表3】横琴新区の開発計画図



(資料) 珠海横琴新区管理委員会ウェブサイトよりみずほコーポレート銀行作成

る漢方薬の産業園がある。またマカオを対岸に臨む東側にはマカオ大学があり、今年9月に移転・開校予定である(図表4)。島の南部一帯はレジャーエリアで、中国企業が水族館など海洋レジャーパーク建設プロジェクトの投資を行っているほか、中国資本の5ツ星ホテルの建設が進行中だ。

横琴への投資

今年3月に発表された横琴新区の産業発展指導目録では、以下の7つの産業分野を中心に当地への投資を奨励している。

《横琴新区における奨励産業》

- ① 旅行・レジャー
- ② 物流、商業・貿易、ビジネスサービス
- ③ 金融サービス
- ④ 文化・クリエイティブ
- ⑤ 医薬・衛生
- ⑥ 科学・教育・研究開発
- ⑦ ハイテク技術
- ⑧ その他(エコ都市・インフラ発展にかかわる業種・事業)

(資料) 横琴新区産業発展指導目録よりみずほコーポレート銀行作成

このうち、旅行・レジャーについては、上述のテーマパークやホテルが含まれるが、マカオと競合する恐れがあるカジノ産業は含まれていない。また、学術・教育はマカオ大学や科技研究開発区、ハイテク産業区、広東マカオ合作漢方薬科技産業園などがその代表格になるとみられる。

なお、横琴では開発計画の早い段階から進出に際してさまざまな優遇税制が付与されると言われていたが、目下、具体的な関連規定が発表されてい

【図表4】今秋に移転・開校予定のマカオ大学



(みずほコーポレート銀行 13年2月撮影)

るのは、香港およびマカオ居民に対する個人所得税の還付のみとなっている²。企業の関心が高い法人税率の15%への低減については、関連法規が公布されていないほか、該当する産業や業種も未発表の状態である。また、域内取引にかかる増値税などの免除についても、現在、税関をはじめとした当局が運用規定を検討している段階のようだ。

専門家によれば、産業発展指導目録は、あくまで横琴新区への投資に対して当局が推奨・期待する産業および業種の一覧であり、企業所得税の低税率が付与されることを保証するわけではない。このため、投資の決定にはやや時期尚早との保守的な見方もある半面、優遇政策を見越して、産業発展指導目録が公布される前に進出を決定した企業もあるほか、目録公布以降は当地への投資件数も増加傾向にあるという。

かかる状況下、レジャー、ハイテク、教育、研究開発以外の企業が当地への投資を検討するに当たり、キーワードになるのは“現代サービス”だろう。

² 广东省财政厅关于在珠海市横琴新区工作的香港澳门居民个人所得税税负差额补贴的暂行管理办法(广东省财政厅2012年12月27日以粤财法[2012]93号发布 自2013年1月1日起施行)

現代サービスとは

横琴に限らず、華南地区では近年、低付加価値産業ではなく、ハイエンド、現代サービス業の進出を優遇する、といった言葉を耳にする。しかし、“現代サービス”が何を指すのか、その定義や明確な解釈は見当たらず、専門家や当局者間の見解も分かれている。現在の中国にないものはすべて現代サービスに該当するという見方もあるが、投資する企業にとっては、いまだ慎重に考慮すべき点であろう。

ただ、少なくともかつて珠江デルタ地域で優待された単純な製造や販売、物流ではなく、より高度な製品やサービスを取り扱う、あるいは新しいビジネス・スキームを導入するなどのプラス・アルファが必要、と指摘する声は多い。この解釈に従い、産業発展指導目録の②物流、商業・貿易、ビジネスサービスにある「一括購買、一元化配送、小売ネットワークおよびサービスプラットフォームの構築」を例に考察すると、比較的単純な輸出入が主体の商社や貿易会社が奨励や優遇の対象になることは難しいと考えられる。ただし、業種としては同じ商社や貿易会社でも、ある程度の規模をもち、グループ全体あるいは複数企業の調達を取りまとめや、3PL³のような付加価値の高い物流サービス、あるいはインターネット・ショッピングなどの新しい小売形態を実現するノウハウと技術力が伴えば、“現代サービス”が付随しているとして、スムーズに設立批准を獲たり、場合によっては税制優遇政策の適用が認められる——と推察されよう。

³ サード・パーティー・ロジスティクス (third-party logistics) の略。荷主企業から受発注や在庫管理などの物流業務全般または一部を受託すること。

まとめ

横琴はいま、オフィスビルが次々と姿を見せ始めた段階にあり、半年後には大学の開校やレジャー施設の開園でいっそう活気付くことが見込まれるなど、前海や南沙に比べ早いペースで開発が進んでいる。今夏にも公布が期待される税制優遇政策の内容や、より具体的な関連法規が明らかになれば、企業の動きもますます活発になるだろう。

3大プロジェクトはそれぞれの発展計画・目標が似通っており、横琴ひとつをとってみても、同区が最終的に目指す姿や誘致したい企業、優遇政策の付与を保証するビジネスモデルなどが投資者側にとって分かりにくいという面はぬぐえない。しかしながら、当地が「人件費の低さ」や「ローテク産業受入地」をうたい文句に外資誘致を目指した従前の開発区とは一線を画すモデル地区であることは明らかである。さらに、優遇政策の享受を期待するのであれば、投資した企業とともに、投資を受け入れる側も相応のメリットがある、Win-Win 関係を築くことが可能なビジネスモデルを模索することが不可欠となろう。

一方、当局側に対しても、前海をはじめとしたその他のモデル地区との差別化を図る具体的な措置を明示し、外資企業にとって魅力的な投資先として成長・発展させていくことを期待したい。



【India】インドの税制 第43回

2013年度インド税制改正の概要

東野 泰典 KPMG インド

1 はじめに

2013年2月28日にチダムバラム財務相により国会へ提出された2013年度(13年4月-14年3月)インド予算案は、昨年より一層悪化に向かう現在のインド経済状況に対する明確な政府の姿勢、すなわち、(1)より強いインド経済の復活を成し遂げるため、より多くの海外投資が行われる魅力的な投資先としていかに認知されていくか、(2)さらなる税収の増加と歳出カット——を明確に打ち出しております。

同時に、毎年のことではありますが、貧困層対策への予算取りも来年の選挙対策を視野に例年以上に行う必要があり、現在のインド政府は相反する目的を達成するための難しい舵取りを行っている状況です。

その中で発表された2013年度税制改正に関しては、一言でいえば、直接税、間接税ともに富裕層に対する増税が行われるということにまとめられ、毎年のように導入が期待されているDTC(Direct Tax Code)、GST(Goods & Service Tax)については引き続き導入年度に関する情報が発信されず、大きな制度変更がなされない、小規模な改正であったと言えるでしょう。

今回は本税制改正の中で日系企業に影響を

与えると思われるものを中心に解説を行います。

2 インド経済概況

(1) 経済状況

13年度予算案において報告されたインド経済の足元の状況は以下のとおりです。

まず12年度(12年4月-13年3月)のインド実質GDP成長率は5.0%(推定)にとどまり、前年の6.2%から減速しました(図表1)。これは、インドのすべての産業をけん引するサービス業での成長率の大きな落ち込みが原因となっています。通常8-10%程度を示す同セクターの成長率が6.6%まで下がっていることは、世界のBPOセンターであるインドが世界的経済不況の影響を強く受けていることが示されていると言えます。

インドの経済状況を見る上でもう一つの重要な指標である対GDP比財政赤字につきましては、公約であった5.1%という目標に対してほぼ同レ

【図表1】インド経済成長率の推移



ベルの 5.2%が達成見込みとされています(図表2)。しかし、これはさまざまな補助金の大幅削減などによる歳出カット、公営企業株式の売却等による臨時収入などでようやく賅っている状態とも言え、将来に不安を残す状況であることは変わりません。

インドは慢性的な経常赤字国ですが、今回の予算案では経常赤字が大きな焦点として取り上げられました。上述のとおり、輸出の柱であるサービスの収入が大幅に減少した半面、原油輸入高に歯止めがかけられない状況から、経常赤字の割合、金額が大きく増加しています(図表3)。当該経常赤字額の削減が財政赤字削減のための抜本的な対策であることを認識していながらも、足元、政府は効果的な対策が打ち出せていない状況が読み取れます。

(2) 政府の今後の指針および注目すべき動向

これらの状況を鑑み、インド政府は主に以下の重要なメッセージを今回の予算案発表において強く打ち出しています。

- ▶ 潜在的な年次経済成長率のターゲットを8%とするインドの強い経済力を復活させる
- ▶ このための手段として、海外投資に依存していることを認め、より投資先としての魅力を感じてもらうための、インド税制や制度の安定化、透明性の確保

ご存知のとおり、インドにおいて多国籍企業に対し行われている非常に厳しい移転価格に対する税務調査、その他 Vodafone の最高裁判例の結

【図表2】インド財政赤字の推移



【図表3】経常赤字の状況

	赤字額	GDP 比
FY12 上半期(4-9月)	364 億 USD	4.0%
FY13 上半期(4-9月)	390 億 USD	4.6%

果をもとになされた税法の遡及的修正といったさまざまな施策により、海外投資家から見て、インドは安定した透明性の高い税制、制度を持った国として認知されるには到底至らない状況にあります。今後は海外投資家に対し、いかにフレンドリーな施策、優遇策を政府として導入できるか、実際の調査、窓口となる現場担当者レベルにまでこのような政府のメッセージをいかに浸透させることができるかについて、達成が難しい問題ではありますが、ある程度の期待を持って注視していきたいと思えます。

また、インド準備銀行(RBI)の金利政策の動向についても引き続き注目が必要となります。昨今のRBIによる金利政策はひとえにインフレ抑制を目的としてなされているため、度重なる政府の依頼による利下げ要求にも最低限しか応じていない状況です。予算案発表後の3月19日、RBIは金融政策決定会合で政策金利であるレポレートに0.25%ポイント引き下げ、7.5%としております。前回1月に行われた会合でも同様に0.25%ポイントの引き下げを実施しており、2会合連続で引き下

げを行っておりますが、市場における評価は低く、さらなる利下げが期待されている状況です。12 年半ばの最もインフレが厳しかった時期に比べ、足元はある程度落ち着きを見せているとはいえ、インドが常に無視できない貧困層に直接影響のある食品関係のインフレはまだ9-10%という高い率を示しています。こうした状況を鑑み、RBI が期待通りの利下げ政策を今後行っていけるのかという点は、今年のインド経済をみるうえでの重要なファクターのひとつといえるでしょう。

3 直接税の主要な改正内容

日系企業に関連する主要な改正点は以下のとおりとなります。

- (1) 個人所得税における富裕層に対する追加サーチャージの導入(1年間のみ)
- (2) 法人所得税における大企業に対するサーチャージの引き上げ(1年間のみ)
- (3) 自己株買い戻し行為に対する新しい税金の導入(Buy Back 課税)
- (4) 2年間で 10 億ルピー以上の設備投資を行う企業に対する税制恩恵
- (5) 非居住者に対して支払うロイヤルティー・技術支援料の源泉税率を 25%まで引き上げ
- (6) 租税回避行為に対する一般的条項(GAAR)の導入を2年延期
- (7) 2012 年度税制改正で非常に大きな話題となった、税法の遡及的改正に関する再改正、修正なし

(1) 個人所得税における富裕層に対する追加サーチャージの導入

個人所得税の基本税率は図表4のとおり、前年からの変更はありません。ただし、課税所得が 1,000 万ルピーを超過する場合、13 年4月-14 年3月期の税務年度のみ1年間に限り、追加でサーチャージを 10%徴収することになりました。サーチャージは Tax on Tax であるため、簡便に考えた場合、30%の個人所得税率に対して 10%のサーチャージが課されることから、実質的な増税インパクトは3% (30%の 10%) となります。ただ、駐在員の給料は通常 NET 保証されており、インドでの税金は会社が負担しているのが通例です。そのため、会社が負担する最終的な税金コストは Gross Up ベースで考える必要があり、その結果、最終的には駐在員一人当たり約 4.5%のコストアップになると考えられます。

【図表4】所得金額別の個人所得税率

所得金額(INR)	税率(%)
0~200,000 *1	非課税
200,001~500,000 *2	10
500,001~1,000,000	20
1,000,000 超 *3	30

【変更点・注意点】

*1: 非課税上限額について、60 歳以上 80 歳未満の高齢者については 25 万ルピー、80 歳以上の高齢者については 50 万ルピー(前年と変更なし)

*2: 課税所得 50 万ルピー以下の居住者について一律 2,000 ルピーの税額控除

*3: 所得が 1,000 万ルピーを超える場合、10%の Surcharge が課される(Marginal relief の適用あり)。13 年4月-14 年3月税務年度のみの適用。

(2) 法人所得税における大企業に対するサーチャージの引き上げ

法人所得税につきましても、基本税率(内国法人 30%、外国法人 40%)に変更はありません。ただし課税所得が1億ルピーを超過する法人に関しては、従前5%(内国法人)、2%(外国法人)だったサーチャージがそれぞれ10%、5%に引き上げられ、これにより、それぞれの実効税率が図表5のように、内国法人 32.45%から 33.99%へ、外国法人 42.02%から 43.26%へ引き上げられることとなります。個人所得税同様、当該取り扱いは13年4月-14年3月期の税務年度1年間のみ増税施策となっています。

このサーチャージの引き上げに伴い、最低代替税も同様のインパクトを、配当分配税(DDT: Dividend Distribute Tax)に関しては、すべての規模の法人で均等に従前の 16.22%から 16.99%へ税率が増加することとなります。

(3) 自己株買い戻し行為に対する新しい税金の導入(Buy Back 課税)

Buy Back 課税は通常の法人税とは別に、当該自己株の買い戻し行為を行ったインド法人に対して新たに課せられることとなります。当該税率は20%ですが、法人税同様、10%サーチャージ、3%の教育目的税が加味されることで、実効税率は 22.66%となります。買戻価額から発行価額を差し引いた、いわゆる売り手側から見た Capital Gain ポーションに対して上記税率が課せられるこ

【図表5】法人所得税・最低代替税・配当分配税の実行税率

税金の種類		課税所得額 (INR)		
		1,000 万 INR まで	1,000 万 INR 超 1 億 INR まで	1 億 INR 超
法人所得税	内国法人	30.90%	32.45%	33.99%
	外国法人	41.20%	42.02%	43.26%
最低代替税	内国法人	19.06%	20.01%	20.96%
	外国法人	19.06%	19.44%	20.01%
DDT(配当分配税)		16.99%		

とになりますが、当初割当を行った相手先から売却によりすでに株主が変更されている場合においても、買い手側インド法人が当初割当を行った発行価額と買戻価額を比較してその差異に課税される点に留意が必要です。この税制改正の目的は、配当税回避のために多くのインド会社が自己株の買い取りというスキームで株主への資金還流を行っていた状況に歯止めをかけるために行われたものであり、今後 Buy Back スキームによる資金還流は配当税よりもコスト増となることから、税務上の便益はなくなってしまいました。

(4) 2年間で 10 億ルピー以上の設備投資を行う企業に対する税制恩恵

今回の改正で導入された、納税者側にとって数少ない税務ベネフィットの一つであります。13年4月1日から15年3月末までの2年間において、通算総額 10 億ルピー以上の工場または機械への設備投資を行った製造会社に対して、15%の追加損金算入を可能とするものです。これは業種に対する縛りはないものの、設備投資に対して適用されるもののため、恩恵を享受できる法人は製造業企業のみとなります。

さらに、この恩恵を受けるための対象投資は新品に対してのみ適用され、特殊な状況を除いて5年間は転売、移転が禁止されることとなります。

(5) 非居住者に対して支払うロイヤルティー・技術支援料の源泉税率を 25%まで引き上げ

非居住者に対して支払うロイヤルティー、技術支援料に関する源泉税率が従前の 10%から 25%に引き上げられました。

この税率変更に関しましては、日本企業の場合、日印租税条約上で当該取引に関する源泉税率が 10%と規定されており(参考:シンガポールの場合も同様に 10%)、引き続き租税条約の軽減税率が優先されることから、実質的な影響はないといえますが、そのための要件が細くなった点について留意が必要となります。

端的にまとめますと、租税条約の軽減税率を適用するためには、支払い相手国企業(インドから見た支払先海外企業)のインドでの税務番号(PAN)の取得要件という従前からの要件に加えて、相手国企業側の税務当局から当該法人の居住者証明書(TRC)を、源泉徴収義務者であるインド法人が入手、保存しておく義務が発生しています。このため、この点において租税条約適用のための要件を満たさない場合、源泉税率が改正後の 25%で適用されることになってしまうため、実務上重要な改正点であるといえ、改めて留意が必要となります。

この TRC の取得要件は、記載内容に関する詳細について、昨年同期中にインド税務当局より発布された Circular で定められることになりましたが、そもそもの改正自体が 12 年度税制改正にて行わ

れたものであり、当該取得義務は 12 年4月1日以降発生した取引に対して遡及的に適用されることとなります。

この改正の実務的影響については改めて次回に説明をさせていただきます。

(6) 租税回避行為に対する一般的条項(GAAR)の導入を2年延期

租税回避行為に対する一般的条項(GAAR)とは、租税回避を意図した経済的合理性を欠く契約・権利・義務の創出や、実質的な目的が欠如した取引等について、税務当局が“容認しがたい租税回避を伴う行為”(Impermissible Avoidance Arrangement)とみなした場合に、当該契約・取引等を否認することができるとする規定のことであり(契約・取引等が否認された結果として税金の追徴等が発生する)、すでに 12 年度税制改正で 13 年4月1日から始まる税務年度より適用とされていきました。

しかしながら、当該 GAAR は、税法上で明確に禁止されていないが明らかに税金回避を意図するような取引スキームを防止するための規定である一方、税務当局による恣意的な適用が懸念されます。また、当該規定は租税条約の規定よりも優先して適用されることとされており、強い効力を持つことから、多くの海外投資家、インド企業家により反対が強く訴えられてきました。

こうした動きを受け、インド政府は元シンクタンク出身の Shome 氏を代表とした委員会を結成し、当該 GAAR 制度に対する Public Comment を募り、改正案に対するレポートを作成させました。その中で Shome 委員会は、当該 GAAR のさまざまな

問題点について取り上げ、納税者に有利な改正を提案するとともに、適用時期の3年延長を提案していました。

今回の税制改正では、当該レポートを大きく参考にする形で、いくつかの改善点を採り上げたと同時に、適用を2年延長し、16年3月末の税務年度より適用開始と決定しています。この結果、Shome レポートによって提案された重要な論点がまだいくつか未手当(例:GAAR 施行前の契約は対象外、いわゆるグランドファーザー条項など)となつてはいるものの、適用開始年度である2年後までの間に順次手当がなされることが期待されます。

(7)2012 年度税制改正で非常に大きな話題となった、税法の遡及的改正に関する再改正、修正なし

2012 年度税制改正は、世界的に注目を与えた Vodafone の係争案件に対する最高裁判所による納税者有利の判例が出た直後、インド所得税法を施行時である 1962 年まで遡及して改正を加える、いわゆる「後出しジャンケン」的な対応が行われたことにより、非常に議論となったことは記憶に新しいものと思います。

この遡及的改正に対する強い反対意見を考慮して、インド政府は(6)で挙げた Shome 委員会に、GAAR 同様、遡及的適用に関する改善提案レポートを提出させました。このエッセンスが 2013 年度税制改正において加味されるものとの大勢の意見や期待とは裏腹に、今回の予算案においては当該遡及的適用がなされた改正条項への変更は一切行われませんでした。

これに対し、インド政府はいまだ未解決である Vodafone との税務問題の落としどころが確定した後に、しかるべき改正を行う予定であるとのみコメントを出しております。そのため引き続き今後の動向に注目していく必要がある重要な項目となります。

4 間接税の主要な改正内容

直接税同様、間接税の主要な改正の骨子は、富裕層に対する増税というインド政府の姿勢に即したのとなつております。

- (1)間接税の基本税率についてはおおむね変更はないが、いわゆる奢侈品といわれる高額品に対するの関税、物品税は引き上げ
- (2)GST については昨年同様、明確な導入時期についてのコメントなし
- (3)サービス税に関しては、納税者の申告を促す目的で、ある一定期間に遡っての納税が利息、ペナルティーなしで可能に

(1)高額品に対するの関税、物品税引き上げ

Excise Duty(物品税)は、スポーツタイプ多目的車(SUV)(現在、全長4m超、最低地上高170mm超、排気量がガソリン車1,200cc、ディーゼル1,500cc超とのみ定義)と法令で定義される車について、従前の27%から30%へ引き上げがなされています。また、基本関税については、いわゆる高級車(CIF価格4万米ドル超、3,000cc超の排気量を持つ自動車、またディーゼル車は2,500cc超)について、従前の75%から100%へ引き上げがなされています。同様に高級二輪車(排気量800cc超)についても同様に従前の60%

から 75%への引き上げがなされています。このように購買層が富裕層に限定される高級品、奢侈品についての間接税が引き上げられることになりました。

(2) GST の導入時期についてのコメントなし

インド政府は数年前より、現存する多種の間接税を統合した GST の導入を目指しています。今回の予算案では、引き続き GST 導入時期に関する明言はなく、州政府との合意の大きな障害項目であった CST 廃止による州財源の代替確保として 900 億ルピーの予算化を図ったことが発表されるにとどまっています。インドの複雑な間接税制が企業活動の足かせとなり、製品・商品・サービスのコスト増につながっていることは周知の事実であり、GST への早期移行が引き続き望まれる一方、来年の総選挙を控える時期であり、早期の法案化が難しい状況であります。

(3) サービス税に関して、一定期間に遡っての納税が利息、ペナルティーなしで可能に

インド政府によりますと、現在サービス税登録業者は 170 万程度ありますが、そのうちの 50%は登録はしているものの納税、申告を行っておりません。これを是正するために、政府は納税義務者に対する税務調査などを行う一方で、納税者側の自主的な申告を促す目的で当該施策を打ち出しました。すなわち、遅延利息やペナルティーなく、07 年 10 月から 12 年 12 月までの期間に遡っての修正申告、納税を可能としています。

間接税の納税・申告対応に関する日系企業マネジメントのモニタリングは、複雑であるという理由などにより直接税に比較してどうしても甘くなり

がちなため、当該救済措置を必要とする企業にとっては非常に有意義な改正となるでしょう。

5 おわりに

以上、非常に簡単ではありますが、2013 年度予算案における税制改正の日系企業に対する重要な影響について振り返ってみました。今回は冒頭で申し上げたとおり、富裕層に対する増税が改正のポイントとなっていますが、2012 年度改正と比較して、論点は非常に少ないと言えます。一方、昨年から継続する、税務上、法令上における「インドリスク」といわれるものを払拭する内容にまでは当然いたってはならず、GST などの重要な法改正の導入時期が不透明である点などにおいても、海外投資家の期待に十分応えたものではありません。

先に申し上げたとおり、海外からの投資を継続して呼び込むためには、税制、制度の安定化、透明化は不可欠であるだけに、当該目的の達成を目指すインド政府としてのさらなる布石について、今後も着目していきたいと思えます。

※次回は第 24 号に掲載します。

東野 泰典 (ひがしの やすのり)

KPMG インド
(デリー/グルガオン)
シニアマネジャー
米国公認会計士



2000年朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービスに従事。2007年8月から2010年8月まで日系企業サポートのため、あずさ監査法人からメキシコのティファナ事務所に赴任。2010年10月よりKPMGインドデリー事務所に赴任。



【Vietnam】

ベトナム現地法人における 監査役制度の有効活用(後編)

實原 享之 I-GLOCAL CO., LTD.

前回¹は、ベトナムにおける監査役制度の概要について紹介した。今回は、監査役制度の実態とその活用法について説明する。

2.ベトナム進出企業における監査役制度の実態とその有効活用

2.1 従来の監査役制度の実態

従来、ベトナム進出企業の多くは、輸出加工型産業だったが、ここ数年、ベトナム国内の消費市場をターゲットとした内需型産業でベトナムへ進出する企業が少なくない。輸出加工型産業の場合、本国で意思決定を行い、ベトナム子会社の管理運営は本国が主導している例が多かったが、内需型産業の場合、マーケティング、仕入れおよび販売等における現地の意思決定が重要となり、現地で経営を行う必要性が増してくる。

コンプライアンスについても、従来は日本親会社の監査役が、実際の業務遂行はせず、ベトナム子会社の監査役として名義貸ししているような例がみられた。しかし今後は、会社を現地で経営する視点から、監査役が監査役として実際に機能し、ベトナム現地法人の経営リスクを管理しなくてはならなくなる。

一般的に、ベトナム子会社の多くは、規模が小

さく、親会社のコンプライアンス評価対象外となり、親会社からのモニタリングが行き届かない。コスト削減を目的にベトナム進出しているような会社は特に、人員に余裕がないため職務分掌ができず、同一人物が長期間、同一業務に従事することが多い。また、予算が限られているため、有効な内部統制システムを構築および維持することが難しい。このような理由から、ベトナム子会社の多くに、マネジメント層による利益相反取引、横領、取引先との癒着等の不正がはびこりやすいともいわれている。

個々の不正行為は少額のため、ベトナムの慣習だとして何の対処もしていない日系子会社も少なくない。しかし、これを放置したことで最近、某日系企業で社員が5億円以上を着服し、20年の禁固刑という実刑判決を受けた²ように、重大なコンプライアンス上の問題が生じかねない。

2.2 不正事例

例えば弊社が聞きおよんでいる着服・横領事例としては以下がある。

- 取引先がすべて取締役自身あるいはその

² [編注] 報道によると、当該事件についてはその後、禁固20年の1審判決は軽すぎるとの検察側主張を受けホーチミンの最高人民裁判所で上訴審公判が開かれ、同裁判所は4月24日、被告を終身刑とする判断を下した。

¹ 本誌第20号参照。

近親者の会社で、取引価格が不当に設定されていた

- 支店経営を任されたベトナム人担当者が事務所の貸主と示し合わせ、賃料を高く設定し差額を着服した
- 日本人現地法人財務責任者が口座から多額の現金を不正に引き出し流用した
- 経理スタッフが金額を水増しした偽造請求書により小切手を作成。小切手を現金化したのち、正規の支払額を請求元に支払い、差額を着服した
- 人事スタッフが退職した従業員を給与台帳に残し、給与口座の情報を改ざんし、当該差額を着服した

また、不正なリベート取引としては以下のようなケースがベトナムで蔓延しているといわれている。

- 購買部によるキックバック・コミッションの受け取り: 現地調達している副資材や消耗品の仕入れについて、購入金額にリベートが上乘せされていて、購買担当者がリベートを受け取る
- 販売部による発注者への利益供与: 相場よりはるかに低い価格でスクラップを売却し、差額をリベートとして受け取る

これら一連の不正行為については、適正な業務構築を行い、職務権限を分離させ、実行と承認を担当者一人で行わせないことが原則的な対策方法となる。あるいは、会計事務所やコンサルテ

ィング会社に委託してコンプライアンス・レビューを行えば、上記のような不正行為の予防・発見は可能である。しかし、ここベトナムの場合、日系企業の多くはコスト削減を目的に進出しているため、コンプライアンスのための追加的なコストを負担するのは、実際難しいのが現実である。

2.3 監査役制度の有効活用

そこでベトナム進出企業でのコンプライアンス上、最も現実的なのが、法律上設置が義務付けられている³監査役制度の有効活用である。監査役を本来の監査役として機能させ、独立的な立場から取締役による会社運営や社内一般の業務について業務監査と会計監査を行うことは、上記の不正行為の予防・発見に有効である。

例えば、ベトナムで多く行われている近親者への融通について、社長や取締役が行う競業取引や利益相反取引については、社長や取締役に損害賠償を含む責任⁴について認識させ、その情報を開示させることで、取締役による私的利益の追求は大幅に防げる。

また、現場に積極的に出向き、重要な業務執行について、適切な照合や確認が行われているかの実地調査を行ったり、その現場の空気を感じ取ったりすることで、リスクの予兆に気付くことも多い。販売や購買業務については、直接業者へ問い合わせたり、相見積もりを取ってみるなどの外部の業者に対する確認作業を行ったり、必要な規定が定められたことを議事録等で閲覧し、現場で周知、徹底されていることを質問したり観察した

³ 二人以上有限会社は統一企業法第 46 条により任意。

⁴ 第 56 条、第 59 条、第 72 条、第 75 条、108 条、118 条、119 条および 120 条。

りすることによって、不定期に確認することも有用である。

会計監査の一環として、財務諸表の期間比較分析を行ったり、現金や棚卸資産の実査に立ち会ったり、証憑と会計帳簿の突合を行うことでも、架空売上計上や資産の水増し等、粉飾決算に気付く可能性がある。特にコンプライアンス意識の欠如したベトナム人担当者が、安易に書類の操作、偽造、改ざんをしていることがあるので、単に証憑や会計帳簿を閲覧するだけでも不正を摘出できることがある。

このように監査役に通常求められている役割を全うするだけで、大多数を巻き込んだ共謀や高度な隠蔽行為がない限り、必要最低限のコンプライアンスは守ることができるのではないだろうか。法令上要求された一機関であるため⁵、負担コストも必要最低限で済む。

おわりに

監査役制度をベトナム法律上の義務と捉えるのではなく、想定外のトラブルが生じる可能性のある途上国でのビジネスにおいて、そのリスクヘッジとして積極的に有効活用していくべきといえる。さらにベトナムの会計およびビジネス事情に詳しい、実績ある独立の専門家が監査役監査を行えば、監査役制度はコンプライアンス順守の担保としてだけでなく、さらなるビジネス拡大のための堅固な礎にもなるといえよう。

監査役監査を適正に遂行できる適任者を監査役として任命し、監査役制度を有効に活用し、ベト

ナム現地法人の経営を適正化していくことをお勧めする。監査役機能を有効活用することが、進出企業間の競争が激しくなっているベトナムにおいて、ビジネスを長期的に成功させることにつながっていくことだろう。

※次回は第 24 号に掲載します。

實原 享之 (じつはら たかゆき)

代表取締役社長
ベトナム／米国公認会計士
I-GLOCAL CO., LTD.



2007 年神戸大学工学部建設学科卒。一部上場不動産事業会社にて営業と経理を 2 年間経験後、米国公認会計士試験に合格し、09 年 I-GLOCAL 入社。10 年ベトナム公認会計士試験合格。現在、会計・税務・法務アドバイザー及び会計監査サービスを通じ、ベトナム進出日系企業を支援している。

⁵ 第 46 条により、二人有限会社の場合は任意。



【China】解説・中国ビジネス法務 第8回

「国務院による機構設置に関する通知」 および「国務院機構改革及び職権転換 方案の任務実施の分担に関する通知」

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一 「国務院による機構設置に関する通知」の概要

国務院は2013年3月10日、「国務院機構改革および職権転換方案」¹（以下、「方案」）を公表し、国務院の機構改革および職権転換に関する計画案を明らかにしました。さらに同月19日には、方案を具体化するものとして、「国務院による機構設置に関する通知」²（同日施行。以下、「機関通知」）を公布しました。機関通知によれば、国務院は、弁公庁および25の部門（外交部、商務部、中国人民銀行等）³により構成されます（図表1）。また、国務院に

属する機構として、直属特設機構（国有資産監督管理委員会）、16の直属機構（国家税務総局、国家工商行政管理総局等）、4つの事務機構（国務院法制弁公室等）および13の直属事業単位（新華通信社、中国科学院等）が設置されました。

主な機構改革としては、鉄道部の行政職責を交通運輸部に委譲することにより鉄道部が廃止されたほか、国家衛生計画生育委員会を設置することにより衛生部および国家人口計画生育委員会が廃止されました⁴。

二 「国務院機構改革及び職権転換方案の任務実施の分担に関する通知」の概要

他方、国務弁公庁は、同月26日に「国務院機構改革および職権転換方案の任務実施の分担に関する通知」⁵（以下、「任務通知」）を公布しました。任務通知は、上記方案に基づいて公布されたもので、当該方案で要求された任務について、3年ないし5

【図表1】国務院傘下の25部門（弁公庁を除く）

外交部	国防部	国家発展改革委員会	教育部	科学技術部
工業情報化部	国家民族事務委員会	公安部	国家安全部	監察部
民政部	司法部	財政部	人材資源社会保障部	国土資源部
環境保護部	住宅都市農村建設部	交通運輸部	水利部	農業部
商務部	文化部	国家衛生計画生育委員会	人民銀行	会計検査署

¹ 国務院机构改革和职能转变方案

² 国務院关于机构设置的通知（国发〔2013〕14号）

³ 27の部門から25の部門に統合。

⁴ その他、①国家衛生計画生育委員会を設置し、衛生部及び国家人口計画生育委員会を廃止、②国家食品薬品監督管理総局を設置し、国家食品薬品監督管理局及び国務院食品安全委員会弁公室を廃止、③国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局を設置し、国家ラジオ映画テレビ総局及び国家新聞出版総署を廃止、④国家海洋局及び国家エネルギー局の組織機能を調整し、国家電力監督管理委員会を廃止する機構改革が行なわれた。

⁵ 国務院办公厅关于实施《国務院机构改革和职能转变方案》任务分工的通知（国办发〔2013〕22号）

年をかけて完遂することに関して規定しています。

このうち 2013 年内に完遂予定の任務としては 29 の項目が挙げられており、そのうち重要なものは以下のとおりです。

1 国务院法制弁公室(以下、「法制弁」)および中央機構編制委員会弁公室(以下、「中央編弁」)による新設行政許認可事項のコントロール

任務通知によれば、法制弁は、中央編弁とともに、新設行政許認可を厳しくコントロールするための具体的な措置を本年4月末までに提出し、これを施行する任務について責任を負います。今後は、原則として新たな許認可を設けることなく、特殊な需要のために新たな許認可を設ける必要がある場合には「行政許可法」の規定を厳格に遵守し、合法性、必要性、および合理性の審査等を強化しなければならないことを方針として掲げております。

2 国家工商行政管理総局および関連部門による工商登記条件の緩和

任務通知によれば、国家工商行政管理総局(以下、「工商総局」)は関連部門とともに、本年6月末までに工商登記条件を緩和することに関する任務について責任を負います。具体的には、登録資本の実際払込登記制度から引受払込登記制⁶への改正といった、工商登記条件を緩和し、「寛進厳管」(入る条件を緩和し、管理を厳しくすること)に関する改革案を提出し、また、関連する法律、行政法規および国务院決定の改正意見を提出することが規定されております。

⁶ 原文は「认缴登記制」。なお、具体的にどのような制度を指すのかは任務通知からは明らかではない。

3 中央編弁、工商総局および関連部門による工商登記事前許認可事項の整理

任務通知によれば、中央編弁および工商総局は関連部門とともに、本年9月末までに工商登記事前許認可事項の整理に関する任務を完遂することに責任を負います。具体的には、方案に規定されたように、行政機関の事後監督により解決できる事項について許認可を設けないという原則と、生産経営活動および製品に対する許認可を最大限に減少させるという方針の下、取消予定の事前許認可事項、事後的な許認可制度に改めた事項、および監督管理の強化措置に関する改革案を提出し、さらに関連する法律、行政法規および国务院決定の改正意見を提出することが規定されております。

また、14 年末までに完遂予定の任務については 28 項目が規定されていますが、そのうち特に重要な点は、不動産統一登記制度の施行および実施です。それによれば、国土資源部および住宅都市農村建設部は、法制弁および税務総局等の関連部門とともに、14 年6月末までに不動産登記条例を施行することに関する責任を負っています。その他、任務通知では、完遂予定の任務として 2015 年末までに 11 項目、2017 年末までに4項目を挙げて規定しています。

三 若干の考察

以上より、上述の引受払込登記制がどのような制度を意味するのか、上述の事後的な許認可制度に改めた事項には何が該当するか等については、機構通知および任務通知によっても、まだ明らかではありませんが、将来的には許認可等にかかわる制度設計が大きく変わる可能性があるため、今後

の法改正に関する動向に十分に注視する必要があります。
あるように思われます。

※次回は第 24 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎
森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所のアソシエイトとして参加、現在に至る。

Business **【China】**



「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(2012年改正)の解説

潘 立冬 敬海法律事務所

中国広東省は製造業の集積地であるが、残念なことに、模倣劣悪品が数多く出回る地域でもある。模倣劣悪品対策の一環として、1999年11月1日、「広東省模倣劣悪品生産・販売違法行為取締条例」(以下、「条例」という)が制定され、2010年に一度内容の改正がなされていたが、12年9月28日に二度目の改正案が可決され、同年11月1日より施行されるに至った¹。今回の改正の背景と改正の主なポイント、更には企業の留意すべき法的リスクについて解説する。

1. 適用対象となる行為

改正「条例」の適用対象は、広東省内における模倣劣悪品の製造業者および販売者による違法行為のほか、模倣劣悪品の生産販売を補助するサービス提供行為も含まれる。具体的には以下の通りである。

- (1) 他人が模倣劣悪品を生産・販売していることを知っていた、または知り得ていながら、その者のために場所、設備、物資、資金等を提供した場合、または倉庫保管、保管、輸送およびインターネット・プラットフォーム等のサービスを提供した場合

- (2) 模倣劣悪品の生産・販売のための技術や手法を伝授、提供した場合、または模倣劣悪品の生産にかかる製造監督サービスを提供した場合
- (3) 他人が模倣劣悪品を生産・販売していることを知っていた、または知り得ていながら、その者のために広告サービスを提供した場合
- (4) 他人が模倣劣悪品を生産・販売していることを知っていた、または知り得ていながら、その者のために証票、口座、契約書または虚偽の証明書を提供した場合
- (5) 他人が模倣劣悪品を生産・販売していることを知っていた、または知り得ていながら、その者のために商品ラベル、包装、説明書を製造または提供した場合
- (6) **展示販売会の主催者が審査等の責任を果たさず、模倣劣悪品を展示販売会場に入れた場合**
- (7) 差し押さえ・押収された模倣劣悪品を他人のために隠匿、移動、廃棄した場合

今回の改正では、適用対象行為に二つの項目

¹ 《广东省查处生产销售假冒伪劣商品违法行为条例》

が加えられた。新たに加えられたのは、上記項目のうち下線で示した(1)の「模倣劣悪品生産販売のためにインターネット・プラットフォーム等のサービスを提供した場合」、および(6)の「展示販売会の主催者の審査責任」である。

「インターネット・プラットフォーム等のサービス」が新たに加えられた背景には、昨今のEコマースおよびネットショッピングの目覚ましい発展がある。改正「条例」において、「監督管理部門は、インターネット取引のプラットフォームに対する監督管理を強化し、模倣劣悪品を販売するネット店舗を取り締まらなければならない。違法サイトによる違法行為の継続を阻止するため何らかの措置を講じる必要がある場合、監督管理部門は関連規定に従い、サイト開設を許可する通信管理部門に対して、違法サイトの一時的閉鎖または同サイトへのアクセスの一時的停止を命じるよう求めなければならない」と定められた。

また「展示販売会の主催者の審査責任」については、これまで「中華人民共和国食品安全法」において関連規定があったが、対象が食品流通分野に限られていた。今回の「条例」改正により、展示販売会主催者の審査責任が食品以外に拡大されたことは、各種展示会が頻繁に開催される広東省における企業および消費者の合法的権益の保護に大きく寄与するものとなる。

2、模倣劣悪品の認定範囲

改正「条例」は、模倣劣悪品の認定範囲を拡大し、以下の4種類を模倣劣悪品として追加した。

- ① 模倣原材料・部品を使用して生産、加工、製作または組み立てたもの

- ② 国家が使用を禁止している原材料を使用して生産された食品添加剤
- ③ 国家標準に違反し、その範囲または制限量を超えた添加剤を使用した食品
- ④ 生産年月日、使用期限、有効期限、失効年月日または品質保証期間を改ざんしたもの

この他、改正「条例」では、模倣劣悪商品を贈呈品、販売促進活動の景品として用いた場合、その景品は模倣劣悪商品とみなし、処罰を科すと初めて規定した。

3、「ブラックリスト」制度

改正「条例」では、生産業者と販売者の違法行為を記録する制度が新たに設けられた。これによると、模倣品の生産・販売により行政処罰を受けた生産業者、販売者については、監督管理部門が文書に記録することで、いわゆる「ブラックリスト」に組み入れ、監督管理を強化する。

また、「ブラックリスト」に掲載された生産業者および販売者ならびにその法定代表者および責任者の関連情報が行政機関のウェブサイトで公表されることになった。公表される情報には、違法生産業者、販売者の名称、屋号、住所のほか、法定代表者または責任者の氏名、職責、および模倣劣悪品の名称、違法事項、行政処罰、公表期間等が含まれる。

違法行為を幾度も繰り返したり、違法行為の程度が深刻であったりした場合、監督管理部門は、これを「重点的監督管理対象リスト」に組み入れ、抜き取り検査等の実施回数を引き上げ、品質管理状

況を定期的に報告するよう命じることができる。

また、監督管理部門は、「重点的監督管理対象リスト」を同等レベルのその他の政府部門に通知することができる。今後、「重点的監督管理対象リスト」に掲載された生産者または販売者が入札募集、行政審査、輸出入管理、信用貸付等の申請を政府部門に行う場合、過去の模倣劣悪品取り扱い記録が申請結果に悪影響を及ぼす可能性も否定できない。さらに改正「条例」は、「生産者または販売者が本条例に違反したため許可証を取り消された場合、その機関の法定代表者または責任者は、同業界における経営活動に5年間従事することができない」とも定めており、注意が必要である。

4. 販売者の先行賠償責任

改正「条例」において最も注目される点は、販売者の先行賠償責任が明確に規定され、消費者保護が強化されたと同時に、販売者の責任も加重されたことである。すなわち、消費者が商品を購入、使用したことにより合法的權益が損なわれ、その賠償を販売者に求めた場合、販売者は拒否することはできず、賠償責任を負わねばならなくなったのである。

仮に、責任の所在が生産者、または販売者に商品を提供した他の販売者にある場合、販売者は、自らが消費者に賠償を行った後、生産者または他の販売者に事後補償の請求を行うことになる。しかし、販売者が、生産者もしくは他の販売者による模倣品であること、または輸送途中において品質問題が生じたことを証明するのは、実際には容易ではなく、賠償を他の業者に請求できなくなる可能性は高いといえる。このようなリスクを回避するためにも、販売者は仕入品の納品検収制度をきちんと確

立し、商品合格証等をよく確認しておく必要がある。また、不要な紛争を回避し、自らの合法的權益を確保するため、生産者、その他の販売者および輸送業者と契約を締結する際は、契約書において双方の権利・義務を明確にしておくべきである。

まとめ

改正「条例」は、これまでの規定をより具体化し、模倣劣悪品の範囲を拡大し、消費者保護の度合いを高め、同時に販売者の責任を加重するものとなった。「ブラックリスト」を制度化し、模倣劣悪品の生産者および販売者の違法行為を記録し、公表することには、一定の防止効果があるだろう。模倣劣悪品の生産・販売、そしてそれを補助する行為に対する処罰はより厳格化されつつある。広東省内の企業は、今回の改正「条例」の執行状況に十分に留意し、不要な紛争および法的責任発生回避に努める必要があろう。



 敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬

パートナー弁護士

ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労務紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



アジア経済概況

インドネシア

～13 年後半以降、内需減速の見通し～

菊池 しのぶ みずほ総合研究所

2012 年4Q の成長率は高い伸びを維持

12 年 10～12 月期の実質 GDP 成長率は、前年比 +6.1%と前期(+6.2%)から小幅に減速したものの、引き続き高い伸びを維持した(図表1)。個人消費と輸出が堅調に推移し、景気を下支えた。

個人消費は前年比+5.4%と前期(+5.6%)から引き続き高い伸びを維持した。インフレ率が4%半ばで安定する中、雇用・所得環境の改善や、消費者信頼感指数が引き続き楽観圏で推移していることが背景にある(図表2)。

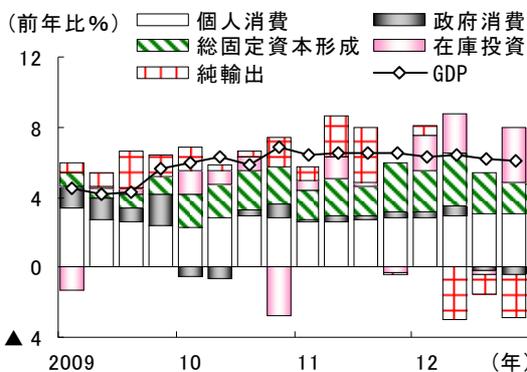
また、政府消費は前年比▲3.3%と、前期(▲2.8%)から引き続きマイナス成長となり、景気を下押しした。

外資系企業の設備投資が減速

総固定資本形成を見ると、建設投資の伸びが堅調であった一方、外資系企業の非建設投資の伸びが鈍化し、前年比+7.3%と前期(+9.8%)から減速した。外資系企業の投資が減速した背景には、一次産品価格の伸び悩みから石炭大手外資系企業が設備投資計画を延期したり、政府が6月に導入した借入に際する頭金規制の影響による業況不振で、オートバイメーカーが年内の投資計画の一部を見送ったことなどがある。

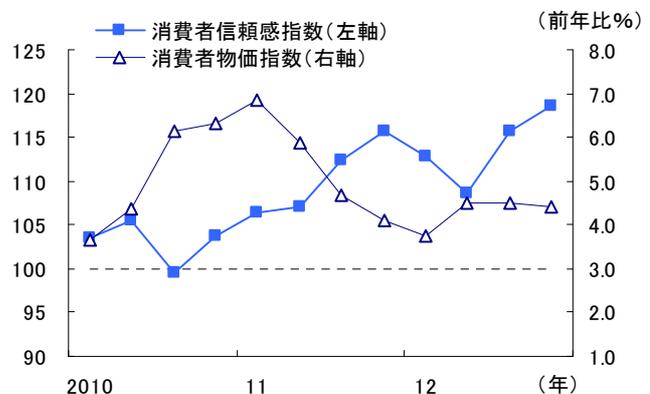
なお、在庫投資の寄与度は+3.1%PT と、前期(▲0.1%PT)のマイナスからプラスに転じた。

図表1 実質 GDP 成長率



(注) 統計上の不突合があるため、需要項目の合計と GDP は一致しない。
(資料) インドネシア中央統計局

図表2 消費者信頼感指数と消費者物価指数



(注) 「消費者信頼感指数」は消費者サーベイ結果の四半期平均 100 を基準に 100 以上で楽観圏、以下で悲観圏を示す。
(資料) インドネシア中央銀行

輸出が低い伸びにとどまる一方、輸入増加

財貨・サービスの輸出は前年比+0.5%と、中国向け石炭輸出の回復などを背景に、前期(▲2.6%)から回復した。また、財貨・サービスの輸入は、在庫投資の増加等を反映し、前年比+6.8%と、前期(▲0.2%)のマイナスから大幅なプラスに転じた。通関統計をみると、工業品や燃料の輸入が拡大している(図表3)。純輸出の成長率への寄与度は▲2.5%PT と、前期(▲1.2%PT)からマイナス幅が拡大した。

13年の成長率は低下

13年を展望すると、前半は堅調に推移するものの、後半は減速し、成長率は12年比で低下すると予測する。

まず13年前半は、最低賃金の大幅増などの影響から、個人消費が加速するだろう。こうした堅調な個人消費を背景に、総固定資本形成も増加するであろう。例えば、通信会社や消費財大手などが、設備投資の拡大を発表している。またジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)マスタープランの下、

13年末までに合計18件の鉄道や道路などのインフラが着工予定であり、公共投資も加速する見込みである。

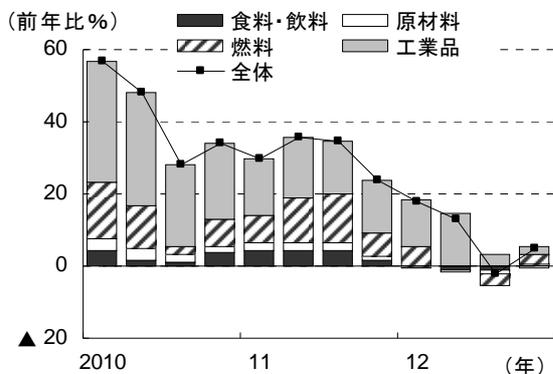
一方、インフレ率は、12年12月の+4.3%から、13年1月に+4.6%、2月に+5.3%と急加速している。最低賃金の大幅増や11年半ばから続くルピア安、年初に実施された電気料金の値上げなどの影響から、今後インフレは更に加速するとみられる。これに対し中央銀行は、4~6月期にも金融引き締めへ転じ、この結果、年後半の内需は緩やかに減速するだろう。

14年の成長率は13年対比低下する見通し

14年は、前半を中心に金融引き締めの影響が残り、個人消費や設備投資が減速するだろう。また、経常収支赤字の拡大から公共投資も抑制されよう。先進国を中心とする世界経済の回復に伴い、輸出は増加する見込みであるものの、全体として成長率は低下するとみられる。

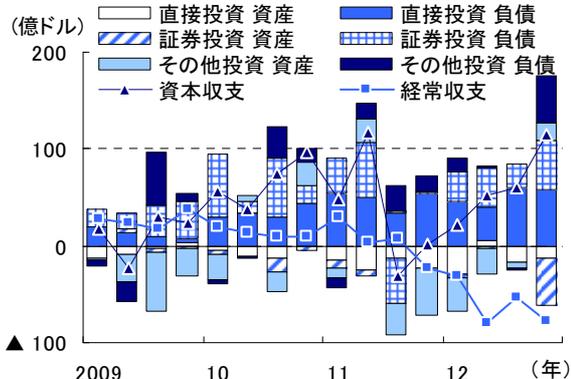
以上から、実質GDP成長率は13年が+6.0%、14年+5.7%と予測した。

図表3 通関輸入



(注)「原材料」は、生ゴム、金属鉱石、動植物油脂など。
(資料)インドネシア中央統計局

図表4 経常収支と資本収支



(注)2012年10~12月期に、「その他投資 負債」が拡大しているが、これは主に政府部門の負債の拡大による。
(資料)インドネシア中央銀行

注目点: 経常収支の赤字が、2012 年 10～12 月期に再び拡大

12 年 7～9 月期にいったん縮小した経常収支の赤字が、10～12 月期に再び拡大している(前頁図表4)。赤字拡大の背景には、内需が加速する一方で、一次産品価格の低迷や海外経済の低成長が続いているため輸出の伸びが低下し、貿易収支の黒字幅が縮小していることがある。

経常収支の赤字は、これまで、主に直接投資の流入拡大により安定的にファイナンスされてきた。しかし 12 年 10～12 月期には証券投資への依存が強まっており、さらに国内勢の対外投資も加速し、経常収支赤字のファイナンス構造が不安定化している。

みずほ総合研究所では、13 年 4～6 月期に、中央銀行が金融引き締めスタンスに転じることで内需が減速し、成長率が低下するシナリオを想定している。しかし利上げのタイミングが遅れれば、内需がさらに過熱し、経常収支の赤字が拡大する懸念がある。この場合、大幅な金融・財政の緊縮が必要となるリスクや、ルピアが暴落するリスクに留意する必要があるだろう。

Back Issues

2012年7/8月発行 第14号

- ・ [華南3大プロジェクト・シリーズ①] 未来の金融特区に向け始動する深圳市前海区
- ・ アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1) ~アジアビジネスに関するアンケート調査より~
- ・ 胎動するミャンマー ~改革開放に膨らむ期待と現実~
- ・ India: インドの税制[39]2012年度インド予算案の概要 ~税制改正のハイライト(後編)
- ・ Vietnam: ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点~
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[4]独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定
- ・ China: 改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」の解説
- ・ アジア経済情報: アジア概況

アジア経済情報: アジア概況 2012年9月発行 第15号

- ・ カンボジアの投資環境~“タイ・プラスワン”としての活用~
- ・ アジアの景気動向への意識を高める日本企業(2)
- ・ India: インドビジネス最新情報(1) サービス税課税にかかる実務指針の公表
- ・ Vietnam: 外国契約者税の解説(前編)
- ・ China: 中国ビジネス法律講座[37]「中華人民共和国出入国管理法」の外国人に対する影響
- ・ Hong Kong: 国際税務講座[22] 日本の消費税と中国の増徴税の基礎
- ・ アジア各国・地域主要経済指標~貿易編~

2012年10月発行 第16号

- ・ 注目集めるフィリピン ~労働集約型産業の最後の砦となるか~
- ・ アジアの景気動向への意識を高める日本企業(3) ~アジアビジネスに関するアンケート調査より~
- ・ India: インドの税制[40] 移転価格税制事前確認制度(APA制度)の導入
- ・ Vietnam: ベトナムにおける法人税の税務調整項目~日本との対比における留意点~
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[5] 労働契約法の改正草案
- ・ China: 「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説
- ・ アジア経済情報: アジア概況

2012年11月発行 第17号

- ・ 日系企業にとっての香港上場(前編)
- ・ 華南地域における飲食店展開の留意点
- ・ India: インドビジネス最新情報[2] インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(前編)
- ・ Vietnam: 外国契約者税の解説(後編)
- ・ China: 中国ビジネス法律講座[38] 中国における「PL」法と「三包」責任
- ・ 国際税務講座[23] 日本企業の海外進出と日本での課税
- ・ アジア各国・地域主要経済指標 ~為替レート編~

2012年12月発行 第18号

- ・ <<みずほカオロンセミナー・レポート>> 中国経済の動向と今後の事業戦略
 - ◆ 安定成長を図る中国経済
 - ◆ 中国事業戦略について
- ・ 日系企業にとっての香港上場(後編)
- ・ India: インドの税制[41] インドの主要な間接税スキーム(1)
- ・ Vietnam: ベトナム改正労働法の概要
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[6] 外商投资企业にかかる持分出資に関する商務部の暫定規定
- ・ China: 「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法(試行)」の解説
- ・ アジア各国・地域主要経済指標 ~金利編~

2013年1/2月発行 第19号

- ・ 2013年香港賃金動向
- ・ 住宅市場は引き続き過熱か ~ 2013年香港施政報告より
- ・ India: インドビジネス最新情報[3] インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(後編)
- ・ Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(前編)
- ・ China: 中国ビジネス法律講座[39] 住宅積立金の納付および執行の現状
- ・ Hong Kong: 国際税務講座[24] 香港における統括会社創設による統括会社優遇税制の活用
- ・ アジア経済情報: アジア概況

2013年3月発行 第20号

- ・ 中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(1)
- ・ 10年を迎えるCEPAの現状
- ・ India: インドの税制[42] インドの主要な間接税スキーム(2)
- ・ Vietnam: ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(前編)
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[7] 家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定
- ・ China: 改正「宅配市場管理弁法」の解説

2013年4月発行 第21号

- ・ 香港10大インフラプロジェクトの現状
- ・ 中国の橋頭堡戦略と雲南省の魅力(2)
- ・ India: インドビジネス最新情報[4] インドでの合弁会社の事業運営における留意点~合弁企業を成功させるための仕組みづくり~
- ・ Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(後編)
- ・ China: 中国ビジネス法律講座[40]「広東省労働保障監察条例」の影響
- ・ Hong Kong: 国際税務講座[25] 事業承継税制の見直し~平成25年度税制改正大綱より~
- ・ アジア経済情報: アジア概況

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほコーポレート銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

産業調査部直投支援室

TEL (03) 5222-5077

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you